

# 鵜飼屋地区景観協定

## 1. 協定の目的

長良川右岸にある鵜飼屋地区は、長良川と金華山の自然景観に恵まれ、それと河畔のまちなみとが一体となって織りなす景観は、伝統的な鵜飼の営みと調和する、岐阜市を代表する優れた景勝地となっている。また、堤外という特殊な立地であり、歴史的に川と深く関わって発展してきた地区である。

本協定は、鵜飼屋地区の関係者（鵜飼屋景観まちづくり協議会会員及び地区内関係者）の景観まちづくりに対する意思統一を図り、地区の自然、歴史・文化や観光を大切にし、鵜飼屋地区をさらに魅力的なまちにするため、景観まちづくりに関わる取り決めを定めるものである。

## 2. まちづくりの基本方針

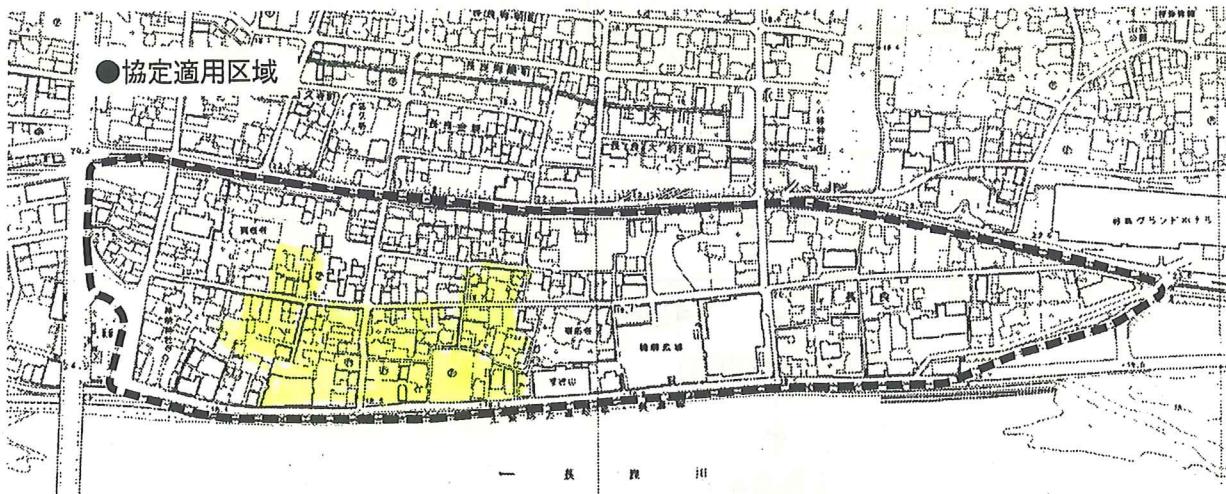
- (1)長良川・金華山の自然景観と伝統的な鵜飼をはじめとする歴史・文化を継承する。
- (2)鵜飼屋地区に住む人が誇りを感じ、地区を訪れる人にとっても魅力あるまちなみ景観を形成する。
- (3)安全で暮らしやすい住環境を創出する。
- (4)地域特性を生かして、広域的な集客交流拠点としての吸引力を高める。

## 3. まちなみ・まちづくりのテーマ

- (1)印象的で季節感のある花と緑のあふれるまちに
- (2)美しく、落ち着いた雰囲気のあるまちなみ
- (3)長良川・金華山等の自然景観と調和したまちに
- (4)長良川の川文化を生かしたまちに

## 4. 協定適用区域

本協定の適用区域は、以下に示す区域とする。



## 5. 景観協定の運営組織

協定の運営に関する事項を処理するために、「景観協定運営委員会」を設置する。

## 6. 建築行為等の届出および事前協議

協定適用区域において以下に掲げる行為を行おうとする者は、その行為の計画概要を「景観協定運営委員会」に届け出て、事前協議・調整を行うものとする。（別図参照）

また、「景観協定運営委員会」は事前協議等に関し、必要に応じて公共団体等関係機関との連絡・調整を行うものとする。

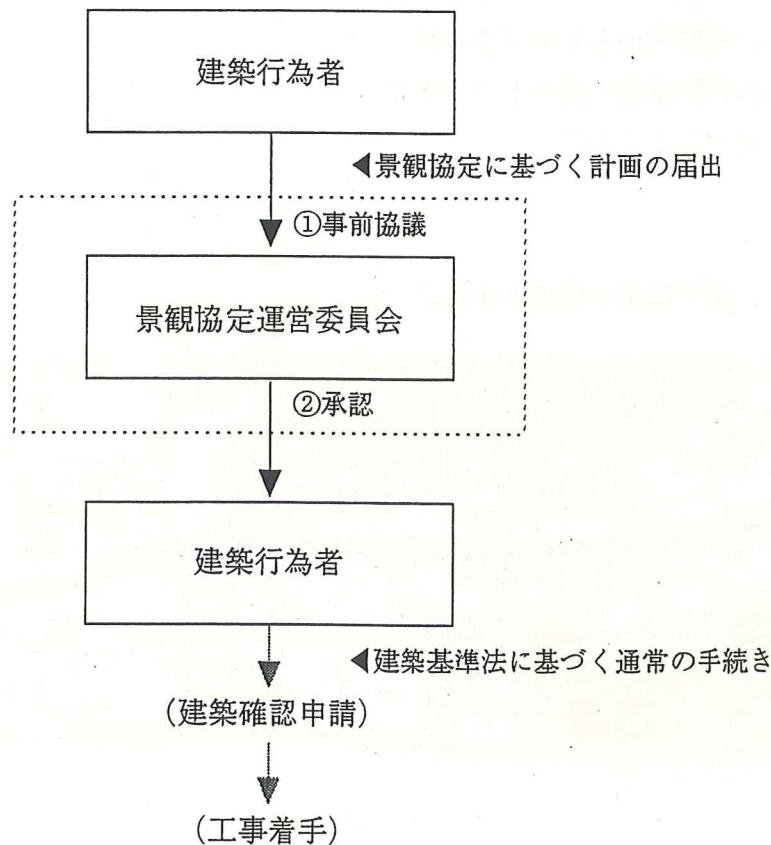
(1)建築物等の新築・増改築

(2)建築物等の改修・改装

## 7. 協定の期間

本協定の期間は10年とし、その時点で継続、見直しを改めて協議する。

### ●別図



## ●協定のイメージ

### 建築物の高さ

- ・対岸や長良橋からの眺望景観に配慮して、建築物の高さは20m以下とする。
- ・鵜飼の里周辺（中鵜飼）については、伝統的環境を損なわないよう、建築物の高さを10m以下とする。

### 建築物の配置

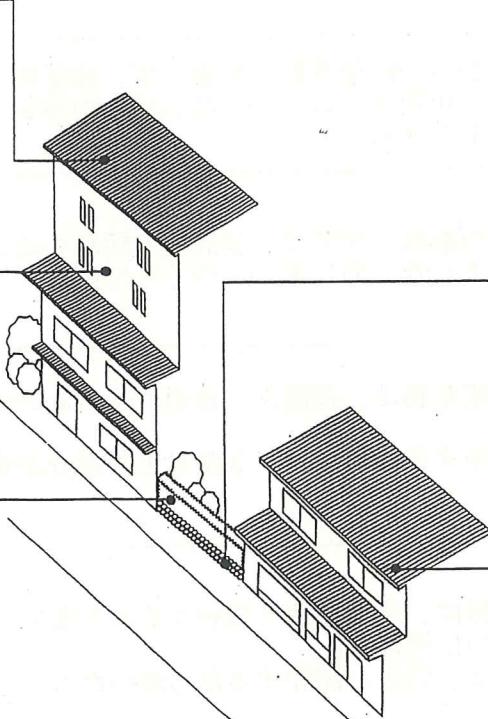
- ・新道に面する建築物は、道路から後退させるなどゆとりある道路環境とするよう配慮する。
- ・地区内道路に面する建築物の3階以上の部分が道路に圧迫感を与えないよう配慮する。

### 緑化

- ・建築物の周囲及び駐車場、空き地の接道部分は、花や緑を取り入れ、うるおいある空間づくりをはかる。
- ・敷地の緑化（立体・屋上緑化等含）をはかる。
- ・河畔に面する空地には高木の植栽に努める。

### その他

- ・鵜飼の実施時間帯は、長良川に面する窓は、減光、遮光に努めるとともに、広告物の照明は消灯に努める。



### 色彩・仕上げ

- ・建築物等の色彩は、周辺環境と調和する落ち着いたものとし、原色や彩度・明度の高いものは避ける。
- ・外観の仕上げは、周辺と調和する落ち着いたものとする。

### 玉石積み等

- ・新たに土地の造成及び建築行為等を行う場合、建物等の周囲に玉石積みのデザインを取り入れるなどの工夫をはかる。
- ・長良川沿いの大玉石積みは地区を代表する景観要素とし保存・継承に努める。

### 建物の形状

- ・建築物の屋根の形状、デザインは周辺と調和するように配慮する。
- ・店舗の外観はまちなみのにぎわいづくりに配慮する。

### 屋外広告物

- ・自己用以外のものは掲出しない。
- ・建築物の屋根または屋根の上部等には掲出しない。
- ・建築物等の高さ制限を越える位置には掲出しない。

## ●鵜飼屋地区景観協定細則

### 建築物等の新築・増改築及び改修・改装に関する整備規準

建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>対岸や長良橋からの眺望景観に配慮して、建築物の高さは20m以下とする。</li> <li>鵜飼の里周辺（中鵜飼）については、伝統的環境を損なわないよう、建築物の高さは10m以下とする。</li> </ul>
建築物の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋根の形状、デザインは周辺と調和するように配慮する。</li> <li>店舗の外観はまちなみのにぎわいづくりに配慮する。</li> </ul>
建築物の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>新道に面する建築物は、道路から後退させるなどゆとりある道路環境とするよう配慮する。</li> <li>地区内道路に面する建築物は、3階以上の部分が道路に圧迫感を与えないよう配慮する。</li> </ul>
色彩・仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の色彩は、周辺環境と調和する落ち着いたものとし、原色や彩度・明度の高いものは避ける。</li> <li>外観の仕上げは、周辺と調和する落ち着いたものとする。</li> </ul>
玉石積み等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに土地の造成及び建築行為等を行う場合、建物等の周囲に玉石積みのデザインを取り入れるなどの工夫をはかる。</li> <li>長良川沿いの大玉石積みは地区を代表する景観要素として保存・継承に努める。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の周囲及び駐車場、空き地の接道部分は、花や緑を取り入れ、うるおいある空間づくりをはかる。</li> <li>敷地の緑化（立体・屋上緑化等含）をはかる。</li> <li>河畔に面する空地には高木の植栽に努める。</li> </ul>
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己用以外のものは掲出しない。</li> <li>建築物の屋根または屋根の上部等には掲出しない。</li> <li>建築物等の高さ制限を越える位置には掲出しない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>鵜飼の実施時間帯は、長良川に面する窓は、減光、遮光に努めるとともに、広告物の照明は消灯に努める。</li> </ul>

## 附則

- 1 本協定は、平成15年12月1日より施行するものとする。
- 2 「景観協定運営委員会」(以下、委員会という。)の委員は、まちづくり協議会の会長、副会長、事務局及び各町内の自治会長を充て、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会には委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によって定めるものとする。委員長は会務を総括して会議の議長となり、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員会は必要に応じて公共団体等関係機関の出席を求め、その意見を聴くことができるとともに、専門的・技術的検討を行う機関として下部組織を置くことができる。

## 建築計画経由証明書

1. 申請者住所氏名

住 所

氏 名

2. 建 設 場 所

岐阜市

上記申請書に係る建築計画は、「鵜飼屋地区景観協定」に適合し、景観協定運営委員会を経由したことを証明します。

平成 年 月 日  
経由証明第 号

鵜飼屋景観まちづくり協議会